



Vol.3 No.20 Aug. 2010

## ペットフード ～管理に関する社会動向について～

### はじめに

少子高齢化の日本において、今勢い良く増えているのは犬・猫をはじめとするペットだといわれています。数の増加とともに、“番犬”から“家族”、“パートナー”へとその地位が上がり、今やペットをとりまく社会の環境は大きく変化しているといえます。これらの変化に対応するようにしてペットの餌であるペットフードは、市場が著しく伸張し、年齢別フードへの展開、原産地や栄養面に付加価値をつけた種類の開発など、バラエティ化が進んでいます。

今回は、ペットフードの安全性やその表示に関する規制など、ペットフードの品質や付加価値を評価する動きを中心にご紹介します。

### ペットフード安全法の制定

ペットフードは、従前よりペットフード工業会（現在は一般社団法人ペットフード協会）において、自主基準である「安全なペットフードの製造に関する実施基準」が設けられており、食品でいえば食品衛生法の遵守や、HACCPシステムの適用などと同様に安全性確保への取り組みがなされてきました。

しかし、2007年に米国でメラミンを含む原料を使用したペットフードで多数のペットが死亡した事件をきっかけに、わが国では2008年に「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）」（同年6月18日、法律第83号）が公布され、法律による規制が始まりました。その後、法律施行令で、「愛がん動物」とは犬及び猫と定められてその範囲が明示され、「愛がん動物用飼料の成分規格等に関する省令」（平成21年4月28日農林水産省・環境省令第1号、以下「成分規格の省令」という）により、具体的な規制内容が示されました。

これらの法の整備により、①事業者の届出義務や管理記録の保存など事業者の責務、②製造方法の基準、③製品に対する成分規格、④表示の基準、⑤国及びFAMIC（農林水産消費安全技術センター）によるペットフード事業者等に対する報告徴収・立入検査の実施などが定められました。

### 安全性確保のための成分規格の省令

#### (1) 成分の規格

省令には、成分規格（表-1）が定められ、更に追加の成分規格（表-2）が検討中です。現在、規格が設定されている項目のうち、アフラトキシンや添加物（酸化防止剤）はEUや米国でも基準が設定されている項目であり、基準値は健康影響に関するデータを基にして設定されました。一方、農薬は原材料の栽培や保管時に使用されるものの残留と考えられ、ペットフードにおける実態調査の結果や家畜用飼料の違反事例などから決められました。

次年（平成21年）度以降ということで、現在検討されている基準は、有機塩素系化合物（既に暫定基準が設定されている）の他、重金属や追加の添加物があります。重金属（水銀、鉛、カドミウム、ヒ素）については、自然界に広く分布しており、その分布状況の地域差や、原料による偏りが大きく見られることから、汚染実態調査を広く行い情報を収集した上で基準値を設定する必要があるとされ、現在検討中となっています。

表-1 成分規格

成分群	成分	規格値 (上限値)
かび毒	アフラトキシン B <sub>1</sub>	0.02ppm
農薬	グリホサート	15ppm
	クロルピリホスメチル	10ppm
	ピリミホスメチル	2ppm
	マラチオン	10ppm
	メタミドホス	0.2ppm
添加物 (酸化防止剤)	エトキシキン・BHA・BHT	含量 150ppm 犬用はエトキシキン 75ppm
※含有量を算出する際は、水分含有量を10%にする。		

表-2 追加を検討中の成分規格

成分群	成分
カビ毒	デオキシニバレノール
農薬 (暫定基準あり)	BHC、DDT、アルドリン・ ディルドリン、エンドリン、 ヘプタクロル、ヘプタクロルエポキシド
添加物	亜硝酸ナトリウム、ソルビン酸
重金属	カドミウム、水銀、鉛、ヒ素

### (2) 製造方法の基準

製造に当たっては、有害な物質を含むものや、病原微生物に汚染された原料を使用してはいけないことや、加工工程において原材料由来の発育し得る微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で加熱や乾燥を行うこととされています。

さらに、猫用ペットフードにはプロピレングリコールを使用してはいけないことなどが明記されています。

### (3) 表示の基準

販売用愛がん動物用飼料には、成分規格の省令により以下の事項を表示しなければならないこととされています。

すなわち、①名称（一般的名称／犬用または猫用の別）、②原材料名、③賞味期限、④製造業者等の名称及び住所、⑤原産国名の5項目を定めています。

表示に関していえば、従前より、「ペットフードの表示に関する公正競争規約」（ペットフード公正取引協議会）による、表示の適正化への努力が図られてきました。具体的には、成分規格の省令に定められている5項目の他、⑥ペットフードの目的（総合栄養食、間食、その他の目的食）、⑦内容量、⑧給与方法、⑨成分を表示することとし、9項目の表示をすることを定めています。

ペットフード安全法に定められたことによる大きな違いは、公正競争規約では主な原材料の重量の合計が80%以上となるよう表示（添加物は原則として全て表示）としていたものが、添加物を含めて使用した原材料は原則として全て表示することになりました。また、原産国名として「国産」の場合は省略が認められていましたが、ペットフード安全法では「国産」との記載が必要になりました。

愛がん動物の健康が害されることを防止する見地から定められたこれらの規格及び基準は、正に家族化したペットに対する飼い主の思いを反映させたものであり、ペットフードへの安全志向に応えるものとなっています。

## 栄養成分について

安全性に関する取り組みとは別に、ペットの健康を気遣い、年齢別、犬種（猫種）別フードの提供や、サプリメントの開発などが進み、飼い主の選択肢を広げています。これらの製品の栄養成分や機能性成分に関する表示の規則を定める、ペットフードの表示に関する公正競争規約・施行規則も制定されています。ここでは、栄養成分に関する表示の方法や、総合栄養食についての規格基準等も定められていますので、ご紹介します。

### (1) 成分の表示

公正競争規約では、①粗たん白質、②粗脂肪、③粗繊維、④粗灰分、⑤水分の5成分を、重量百分比（%）で表によって表示することになっています。食品と異なり、代謝エネルギー量の表示は任意です。

### (2) 「総合栄養食」の表示

ペットフードのうち、犬または猫に毎日の主要な食事として給与することを目的とし、当該ペットフードと水だけで指定された成長段階における健康を維持できるような栄養バランスのとれた製品を「総合栄養食」といいます。「総合栄養食」の表示をするためには、①施行規則の別項に規定する方法によって行なった分析試験の結果が、定められた栄養基準に合致すること、または、②別項に規定する成長段階の給与試験の結果が、それぞれの評価基準に合致すること、のいずれかが条件となります。

表-3に「総合栄養食」と表示するための栄養基準（ペットフードの表示に関する公正競争規約・施行規則解説書 [2007 AAFCO (American Association of Feed Control Officials, アメリカ飼料検査官協会)からの引用] (ペットフード公正取引協議会))を、ドッグフードの場合を例にご紹介します。

## おわりに

新しい法律の施行により、管理すべき事項が増えたようにも思われますが、従来の原料受け入れ管理、製品の保存管理等によって規格基準は守ることができるものと思われます。

消費者のペットフードの安全性、質の向上への期待を満たす目的で日常管理に有効な試験内容を表-4にご紹介しておわりとします。

表-4 分析試験項目の例

○製品での試験	○原料での試験
粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、水分	微生物試験（サルモネラ等）
ビタミン類	VBN（揮発性塩基性窒素）、ヒスタミン
ミネラル類	メラミン
アミノ酸類	農薬類
賞味期限設定のための保存試験	重金属類
pH、水分活性、カビ数、外観、VBN、酸価、過酸化価、一般細菌数等	水分、水分活性
成分規格の試験	添加物
カビ毒、農薬類、添加物、重金属類	

## 参考資料

- 1) ペットフード安全法に関する Q & A [http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/p\\_qa/index.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/p_qa/index.html)
- 2) 一般社団法人ペットフード協会 ホームページ <http://www.petfood.or.jp/>
- 3) ペットフードの表示に関する公正競争規約・施行規則 <http://www.pffta.org/kiyaku.html>

表-3 ドッグフードの栄養基準

成長段階		幼犬期/成長期又はグ ロース妊娠期/授乳期	成犬期/維持期又は メンテナンス		
栄養素	単位(乾物当たり)	最小値	最小値	最大値	
粗たん白質	%	22.0	18.0		
アルギニン	%	0.62	0.51		
ヒスチジン	%	0.22	0.18		
イソロイシン	%	0.45	0.37		
ロイシン	%	0.72	0.59		
リジン	%	0.77	0.63		
メチオニン+シスチン	%	0.53	0.43		
フェニルアラニン+チロシン	%	0.89	0.73		
トレオニン	%	0.58	0.48		
トリプトファン	%	0.20	0.16		
バリン	%	0.48	0.39		
粗脂肪	%	8.0	5.0		
リノール酸	%	1.0	1.0		
ミ ネ ラ ル	カルシウム	%	1.0	0.6	2.5
	リン	%	0.8	0.5	1.6
	カルシウム：リンの割合		1:1	1:1	2:1
	カリウム	%	0.6	0.6	
	ナトリウム	%	0.3	0.06	
	塩素	%	0.45	0.09	
	マグネシウム	%	0.04	0.04	0.3
	鉄	mg/kg	80	80	3000
	銅	mg/kg	7.3	7.3	250
	マンガン	mg/kg	5.0	5.0	
	亜鉛	mg/kg	120	120	1000
	ヨウ素	mg/kg	1.5	1.5	50
	セレン	mg/kg	0.11	0.11	2
ビ タ ミ ン 類 ・ そ の 他	ビタミンA	IU/kg	5000	5000	250000
	ビタミンD	IU/kg	500	500	5000
	トコフェロール (ビタミンE)	IU/kg	50	50	1000
	チアミン (ビタミンB <sub>1</sub> )	mg/kg	1.0	1.0	
	リボフラビン (ビタミンB <sub>2</sub> )	mg/kg	2.2	2.2	
	パントテン酸	mg/kg	10	10	
	ナイアシン	mg/kg	11.4	11.4	
	ピリドキシン (ビタミンB <sub>6</sub> )	mg/kg	1.0	1.0	
	葉酸	mg/kg	0.18	0.18	
	ビタミンB12	mg/kg	0.022	0.022	
コリン	mg/kg	1200	1200		

(注)「全成長段階又はオールステージ」は、上記成長段階において全ての基準を満たすこと。